

介護サービス費（契約書第5条参照）

指定介護老人福祉施設 梅光園
重要事項説明書：別添 1/3
(2026/6/1 現在)

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と居住費及び食事に係る自己負担額の合計金額をお支払い下さい。
(サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。)

		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
保険給付費（一日）	施設サービス費（単位）	670	740	815	886	955
	日常生活継続支援加算（Ⅱ）（単位）	46	46	46	46	46
	夜勤職員配置加算（単位）	21	21	21	21	21
	看護体制加算（Ⅰ）（単位）	4	4	4	4	4
	看護体制加算（Ⅱ）（単位）	8	8	8	8	8
	精神科医療養指導加算（単位）	5	5	5	5	5
	個別機能訓練加算（Ⅰ）（単位）	12	12	12	12	12
	栄養マネジメント強化加算	11	11	11	11	11
一日あたりの保険給付額（小計）（単位）		a	777	847	922	993
科学的介護推進体制加算（月額）（単位）		b	50	50	50	50
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）（月額）（単位）		c	10	10	10	10
基本単位+諸加算合計（30.4日） (a×30.4)+b+c=d		d	23,681	25,809	28,089	30,247
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ d×17.6%=e		e	4,168	4,542	4,944	5,323
月額の保険給付費合計（d+e）=f（単位）		f	27,849	30,351	33,033	35,570
保険対象費用総額（f×10.45）（円）			291,022	317,167	345,194	371,706
利用者負担額（円）	1割負担		29,103	31,717	34,520	37,171
	2割負担		58,205	63,434	69,039	74,342
	3割負担		87,307	95,151	103,559	111,512

その他の加算については2ページ目をご確認ください。
食費・居住費を含めた利用料金については、3ページ目をご確認ください。

※その他、以下に該当される場合、上記の保険給付費に別途加算されます。

●入所時初期加算：1日30単位

入所されてから30日を限度として加算されます。それ以後は、加算されません。

但し、30日以上入院をされ退院された場合は、退院日から新たに30日を限度として加算されます。

●安全対策体制加算：20単位

研修を受けた担当者が配置され、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合、入所時に1回を限度として算定されます。

●外泊時費用：246単位

ご契約者が連続して3日以上入院・外泊された場合に加算となり6日間を限度とします。

加算に加え、当該居室確保のため、居住費2,300円をご負担いただきます。（契約書第18、21条参照）

●経口維持加算（Ⅰ）：1月400単位

経口により食事を摂取しており摂食機能障害を有し、誤嚥が認められるご契約者に対して、継続して経口摂取を進めるために、医師の指示に基づく栄養管理を行う場合に対象となります。

●経口維持加算（Ⅱ）：1月100単位

食事の観察及び会議等の実施にあたり専門職（医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士）1名以上が加わり、多種多様な意見に基づく質の高い経口維持計画を策定した場合に加算の算定対象となります。

●療養食加算：1食6単位

医師の食事せんに基づく療養食を提供された場合に加算されます。

●看取り介護加算：死亡日以前45日前～31日前は1日72単位、30日前～4日前は1日144単位、

前々日・前日は780単位、死亡日1,580単位

医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した契約者について、本人及び家族とともに医師、看護師、介護職員等が共同して、十分な説明を随時行い合意をしながらその人らしい看取りを支援した場合に加算の対象となります。

●個別機能訓練加算（Ⅱ）：1月20単位

機能訓練について厚生労働省ヘデータ提出しフィードバックを活用している場合に対象となります。

●口腔衛生管理加算（Ⅰ）：1月90単位

歯科衛生士が月2回以上訪問し、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行う、また介護職員からの相談等に対応している場合に加算の対象となります。

●口腔衛生管理加算（Ⅱ）：1月110単位

口腔衛生管理加算（Ⅰ）の要件に加え、厚生労働省ヘデータを提出しフィードバックを活用している場合、加算の対象となります。

●配置医師緊急時対応加算：下記の時間を除く配置医師の通常の勤務時間外⇒325単位/回

早朝(6～8時)・夜間(18～22時)の場合⇒1回につき650単位 深夜(22～6時)の場合⇒1回につき1,300単位
配置医が早朝、夜間、深夜に緊急で診察を行った際に加算されます。

●ADL維持加算（Ⅰ）30単位/月

6か月後のADL値を測定し、厚生労働省にデータ提出しフィードバックを行い、さらに、初月のADL値や要介護認定の状況などに応じて調整式で得られた値が一定値(1)以上の場合、加算の対象となります。

●ADL維持加算（Ⅱ）60単位/月

ADL維持加算（Ⅰ）の要件に加え、調整式で得られた値がさらに高い一定値(3)以上の場合、加算の対象となります。

●退所時情報提供加算（Ⅱ）250単位/回

医療機関へ退居する際、入居者の生活支援上の留意点等の情報提供を行った場合、加算の対象となります。

●退所時栄養情報連携加算 70単位/回

退所後の機関や施設に、管理栄養士が入所者等の栄養管理に関する情報を提供した場合に加算の対象となります。

●新興感染症等施設療養費 240単位/日

必要な感染対策や医療機関との連携体制を確保した上で感染者を施設内で療養おした場合に加算の対象となります。

●協力医療機関連携加算：1月5単位

協力医療機関との間で、当該入所者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に行っている場合に加算の対象となります。

●協力医療機関連携加算：1月50単位

協力医療機関との間で、上記に加えて①～③の要件を満たす場合に加算されます。（①入所者の状態急変時に相談対応が出来る体制を常時確保。②施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保。③入所者等の病状が急変した場合等において入院を要すると認められた入居者等の入院を原則として確保。）

要介護度			要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
月額	介護サービス利用料	1割負担	¥29,103	¥31,717	¥34,520	¥37,171	¥39,750	
		2割負担	¥58,205	¥63,434	¥69,039	¥74,342	¥79,500	
		3割負担	¥87,307	¥95,151	¥103,559	¥111,512	¥119,250	
	一日あたり食費	¥2,000	¥60,800					
	一日あたり居住費	¥2,300	¥69,920					
月額利用料		(30.4日)	1割負担	¥159,823	¥162,437	¥165,240	¥167,891	¥170,470
			2割負担	¥188,925	¥194,154	¥199,759	¥205,062	¥210,220
			3割負担	¥218,027	¥225,871	¥234,279	¥242,232	¥249,970

第3段階②の方 (利用者負担段階)

要介護度			要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
月額	介護サービス利用料	1割負担	¥29,103	¥31,717	¥34,520	¥37,171	¥39,750
	一日あたり食費		¥1,360	¥41,344			
	一日あたり居住費		¥1,370	¥41,648			
月額利用料		(30.4日)	¥112,095	¥114,709	¥117,512	¥120,163	¥122,742

第3段階①の方 (利用者負担段階)

要介護度			要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
月額	介護サービス利用料	1割負担	¥29,103	¥31,717	¥34,520	¥37,171	¥39,750
	一日あたり食費		¥650	¥19,760			
	一日あたり居住費		¥1,370	¥41,648			
月額利用料		(30.4日)	¥90,511	¥93,125	¥95,928	¥98,579	¥101,158

第2段階の方 (利用者負担段階)

要介護度			要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
月額	介護サービス利用料	1割負担	¥29,103	¥31,717	¥34,520	¥37,171	¥39,750
	一日あたり食費		¥390	¥11,856			
	一日あたり居住費		¥880	¥26,752			
月額利用料		(30.4日)	¥67,711	¥70,325	¥73,128	¥75,779	¥78,358

第1段階の方 (利用者負担段階)

要介護度			要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
月額	介護サービス利用料	1割負担	¥29,103	¥31,717	¥34,520	¥37,171	¥39,750
	一日あたり食費		¥300	¥9,120			
	一日あたり居住費		¥880	¥26,752			
月額利用料		(30.4日)	¥64,975	¥67,589	¥70,392	¥73,043	¥75,622

※紙オムツ代、洗濯に関する費用（家庭用洗濯機で洗えるものに限り）は、介護サービス利用料に含みます。

※上記項目の他、日常生活上必要な衣類・物品、特別室代、医療費、お薬代、理美容代、各室内に持ち込まれる家電製品に関する電気代などは、自己負担になります。

※第1～3段階の方は、「介護保険負担限度額認定証」の提示が必要です。申請や更新がない場合は、食費、居住費の減免が受けられません。詳しくは、各介護保険の保険者の介護保険窓口までお問い合わせください。

※所得に応じて高額介護サービス費の適用となります。役所に申請される事で後日払い戻しがあります。